

写

平成 24 年 10 月 11 日

堺市長 竹山 修身 様

堺市緑の政策審議会
会長 増田 昇

地域主権改革一括法の公布に伴う都市公園の設置基準等について（答申）

平成 24 年 7 月 20 日付け堺公緑整第 708 号で諮問のあった標記の件に対して、
下記のとおり答申します。

記

地域主権改革一括法の公布に伴い堺市が定める都市公園の設置基準等については、原案どおりとする。

ただし、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、堺市全域における標準値（10 m²以上/人）のみを定めることとする。

以上

（理由）

堺市における住民一人当たりの都市公園の敷地面積の現状は、市街化区域内において 8.10 m²/人、全市域において 8.23 m²/人であり両区域に大差はない。

また、国の参酌基準は、市街化区域において 5 m²以上/人、全市域において 10 m²以上/人であり、市街化区域内の現状は各区で大きく異なるものの平均値は参酌基準を大きく上回っている。

以上のことから、堺市においては市街化区域も含め全市域を対象として公園を設置していくことが望ましいと考えるため、同標準値は堺市全域で 10 m²以上/人と設定するのが妥当であるとする。